

**第 1 回 臨 時 会 会 議 録**

平成 29 年 1 月 23 日 (月曜日) 午後 2 時 10 分開会

議事日程

- 日程第 1 会期の決定  
日程第 2 会議録署名議員の指名  
日程第 3 諸般の報告  
日程第 4 付議事件審議  
議案第 1 号 平成 28 年度霞台厚生施設組合一般会計補正予算 (第 2 号)  
議案第 2 号 霞台厚生施設組合新処理施設事業者選定委員会条例を制定することについて

本日の会議に付した案件

- 日程第 1 会期の決定  
日程第 2 会議録署名議員の指名  
日程第 3 諸般の報告  
日程第 4 議案第 1 号及び議案第 2 号

出席議員 15 名

|               |                  |
|---------------|------------------|
| 1 番 櫻 井 茂 君   | 9 番 大 槻 勝 男 君    |
| 2 番 植 木 弘 子 君 | 10 番 笹 目 雄 一 君   |
| 3 番 川 村 成 二 君 | 11 番 加 固 豊 治 君   |
| 4 番 石 川 祐 一 君 | 12 番 川 澄 敬 子 君   |
| 5 番 小 松 豊 正 君 | 13 番 山 本 進 君     |
| 6 番 大 槻 良 明 君 | 15 番 矢 口 龍 人 君   |
| 7 番 岡 崎 勉 君   | 16 番 久 保 田 良 一 君 |
|               | 17 番 櫻 井 信 幸 君   |

欠席議員 2 名

|             |                |
|-------------|----------------|
| 8 番 鳥羽田創造 君 | 14 番 荒 川 一 秀 君 |
|-------------|----------------|

法第 121 条により出席した者

|                   |                    |
|-------------------|--------------------|
| 管理者 今 泉 文 彦 君     | 事務局 長 飯 田 修 久 君    |
| 副管理者 島 田 穰 一 君    | 事務局 次 長 佐 藤 博 之 君  |
| 副管理者 坪 井 透 君      | 総 務 課 長 本 田 俊 行 君  |
| 副管理者 小 林 宣 夫 君    | 業 務 課 長 比 氣 静 君    |
| 会計管理者 加 藤 乃 利 明 君 | 建設計画課長 織 田 俊 彦 君   |
|                   | 建設計画課長補佐 栗 山 英 範 君 |

職務のため出席した者

|               |               |
|---------------|---------------|
| 係 長 坂 本 康 一 君 | 主 幹 竹 内 聡 史 君 |
| 主 任 鈴 木 利 広 君 | 主 事 落 合 和 也 君 |

平成29年1月23日（月曜日）

午後2時10分開会

- 議長（山本進君） ただ今の出席議員数は、15名です。  
定足数に達しておりますので、これより平成29年霞台厚生施設組合議会第1回臨時会を開会いたします。  
これより議事日程に入ります。

日程第1 会期の決定

- 議長（山本進君） 日程第1・会期の決定を議題といたします。  
お諮りいたします。  
本臨時会の会期は、本日1日間といたします。  
これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（山本進君） ご異議なしと認め、さよう決しました。

日程第2 会議録署名議員の指名

- 議長（山本進君） 日程第2・会議録の署名議員を指名いたします。  
霞台厚生施設組合議会会議規則第111条の規定により、  
12番・川澄敬子君。  
15番・矢口龍人君。  
の両名を指名いたします。

日程第3 諸般の報告

- 議長（山本進君） 日程第3・諸般の報告を行います。  
地方自治法第121条の規定により出席を求めた者の職氏名は、  
管理者・今泉君。  
副管理者・島田君。  
副管理者・坪井君。  
副管理者・小林君。  
会計管理者・加藤君。  
事務局長・飯田君。  
事務局次長・佐藤君。  
総務課長・本田君。  
業務課長・比気君。  
建設計画課長・織田君。  
建設計画課長補佐・栗山君。  
以上であります。

日程第4 議案第1号及び議案第2号

- 議長（山本進君） 日程第4・議案第1号及び議案第2号を議題といたします。  
これより、管理者から提案理由の説明を求めます。  
管理者・今泉君。

- 管理者（今泉文彦君） 本日、ここに提案いたしました議案について、ご説明申し上げます。

議案第1号・平成28年度霞台厚生施設組合一般会計補正予算（第2号）。

本案は、霞台厚生施設組合が進めております、一般廃棄物広域化処理施設整備事業の入札公告に際し、組合において長期に亘るその事業費の財務負担を担保するために債務負担を設定するものでございます。

設定する金額は、第1表の債務負担行為に記載した施設整備事業と20年間の運営経費の総額339億2,280万円でございます。

次に議案第2号・霞台厚生施設組合新処理施設事業者選定委員会条例を制定することについて。

本案は、今後、公募による新処理施設整備事業の入札参加事業者から提出される提案書の内容について、公平公正かつ、専門的な見地から評価を実施し、請負事業者を選定するため、委員会を設置するものでございます。

以上が、提案いたしました議案に対する説明でございます。十分ご審議のうえ、議決を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。以上でございます。

(議案質疑)

○議長(山本進君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

次に、議案質疑を行います。質疑は通告の順にこれを許します。

なお、質疑時間は一議員30分以内、質疑の回数は2回までといたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長(山本進君) 1番 櫻井茂君。

○1番(櫻井茂君) はい。通告に基づき、質問を行います。

まず議案第1号でございます。

1点目、新広域ごみ処理施設整備・運営に係る費用を将来にわたり負担するため、今回339億2,280万円を債務負担行為として設定したいとして議案提案されてございます。

先日、全員協議会にておきまして、私どもに配布されたごみ処理広域化によるコスト削減効果の資料から数字を読み解いたところでは、ランニングコストの試算、衛生費、DBO欄に平成33年度の予算額として7億3,980万円と記載されております。供用開始の20年間分で債務負担行為を設定するとご説明もございました。

このことから20年間分で試算しますと、運営に係る債務負担行為は147億9,600万円。今回提案の339億2,280万円から147億9,600万円を差し引きますと、差額が191億2,680万円となり、これが平成32年度までに完成予定の施設分に対応する債務負担額と計算をさせていただきました。

単純計算で導きだしました数字でございますけど、これでよろしいのか、債務負担行為額の設定根拠をお伺いしたいと思います。併せて、財源内訳についてもご説明いただければと思います。

2点目です。ごみ処理広域化に際しまして、300億円を越える非常に大きな金額を債務負担行為としてこの度設定し、長期に亘って安定的に事業を進めることとなります。

この度、組合の再編で規模を大きくすることで最新の処理施設と発電設備の設置などを可能とし、さらには環境への配慮やランニングコストの軽減なども考慮した施設になると認識はしてございますけども、議会としては例のない大きな金額を債務負担行為として議決することを求められております。

執行部同様に、議会といたしましても、地域のごみ処理と住民の方々に対する責任は非常に大きいと感じているところでございます。

そうしたところから、この債務負担行為を行う事業の対費用効果につきまして改めてお伺いをしたいと思います。

3点目。総合評価方式により事業者が決定し、正式な契約を行うことになると思いますが、契約金額と今回設定する債務負担金額との間に差異が生じた場合、債務負担行為がどの様に取り扱われるのか、手続き上何らかの関与の必要があるのかについてお伺いをしたいと思います。

以上、最初の質問とさせていただきます。

○議長(山本進君) 建設計画課長・織田君。

○建設計画課長(織田俊彦君) ただいまの櫻井議員のご質問にお答えいたします。

1点目、新広域ごみ処理施設整備・運営に係る債務負担額339億2,280万円の設定根拠についてご答弁申し上げます。

議員ご指摘のとおり、内訳としまして、建設費分191億2,680万円、20年間の運営費分147億9,600万円としております。建設費分につきましては、事業者からいただいた見積のほか、先進事例における落札事例を参考に焼却施設の単価をベースに1t当たり約7,400万円としました。

なお、先進事例における落札事例の場合、焼却施設の単価が予算ベースですと約8,500

万円、落札ベースで約7,300万円となっております。落札事例はあるものがございますが、厳しめに設定させて頂いております。

建設費分に関する財源内訳といたしましては、約191億円のうち、約54.8億円が循環型社会形成推進交付金、3分の1として組合に直接交付され、約191億円から約54.8億円を差し引いた約136.5億円を構成市町に負担金として納めていただくこととなります。

構成市町は、この約136.5億円を組合に納めるに当たり、震災復興特別交付税95%のほか、地方債、一般財源などにより捻出することになると思われます。

次に、DBOによる運営費は見積を参考に単年度あたり7.4億円、20年換算、約148億円となっております。運営費は、構成市町負担金や組合の歳入等を充てることとなりますが、基本的に一般財源に近い財源を充当することとなります。

なお、3組合の運営委託関係費用は単年度あたり8.5億円ですので、約1.1億円削減されていることとなります。

続きまして、2点目。ごみ処理広域化に際し、300億円を越える債務負担行為を行う事業として、その対費用効果についてご答弁いたします。

まず、新たな財源として震災復興特別交付税、約105.6億円の交付を見込んでおります。このことなどにより、オリンピックの影響を受ける前の単価等と比較しても4市町の一般財源ベースの負担は少なく済むと考えております。

また、当地域の特徴でもある3組合を1つに統合、ごみ処理を広域化することは、人件費の削減や各種委託料の減、売電収入の増などにより、単年度あたり構成市町が組合に納める負担金ベースで約3.5億円、20年換算で約70億円の削減が見込まれております。広域化による一般財源ベースのインシヤルコストは、ごみ処理施設、道路、還元施設、合せて約38.6億円負担することに対し、ランニングコスト20年換算で約70億円削減効果が出ております。

インシヤルコストとして投資する金額より、広域化によるコスト削減効果のほうが多いことから、長寿命化などではなく、少しでも早く広域化を図ることが自治体の財政負担を軽減することにつながるという構図になっております。

以上のことから、ごみ処理広域化を確実に実施すべきと考えております。

続きまして3点目。契約金額と債務負担行為額に差異が生じた場合の対応についてご答弁いたします。

今回ご審議いただいております債務負担は、事業者を募集するうえでの上限額として設定しております。この上限額を参考にしながら事業者は提案することとなりますので、ご指摘のとおり契約金額との間に差異が生じる可能性がございます。契約に係る議案上程は、来年度9月頃を想定しておりますが、その際、債務負担行為額についても契約内容に合わせて精査し、再度、債務負担設定をご審議賜ることになると思われますのでよろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（山本進君） 1番・櫻井茂君。

○1番（櫻井茂君） はい。答弁をいただきました。2回目の質問をさせていただきます。

まず、1点目の財源内訳について確認をさせていただきたいと思っております。

今回、債務負担行為の建設分として191億2,680万円という金額で建設分については考えている、という答弁をいただきました。

これまでの説明ですと、循環型社会形成推進交付金は補助率3分の1ということで説明を受けておりましたのでこの計算でいきますと交付金につきましては63億7,560万円という積算ができますけれども、ただ今の答弁では交付金額につきましては、54億強の数字でお示していただいた形になっております。ということは、交付金では9億円少なくなる形という答弁でございました。この9億円分は、3市1町の特別交付税の対象になるという説明がこれまでにございましたので、この場合でいけば、9億円分につきましては、95%が特別交付税で算定されまして、実際に市町の負担金ということになりますと4,500万円の負担増という計算になりますけれども、実際にこの債務負担行為額から計算しまして交付金が9億円少なくなる理由を分かりましたらお尋ねをしたいと思います。以上です。

○議長（山本進君） 建設計画課長補佐・栗山君。

○建設計画課長補佐（栗山英範君） はい。ただいま櫻井議員からご質問いただきました。

た点についてご答弁申し上げます。私どもの説明で至らない点がありましたこととお許しただければと思います。

まず初めに、循環型社会形成推進交付金3分の1と聞いていたが、今回の事業費をベースに3分の1で計算した結果と違うのはどのようになっているのかについて、ご説明申し上げます。

循環型社会形成推進交付金の3分の1という補助率は変わりません。ただし、補助金の対象となる事業とそうでない事業がございましたり、補助金の対象事業に含めるべき算出の部分で、どうしても事業費よりも圧縮して事業費が計上されるような場合がございます。

例えば、一例で申し上げますと、工事を行う際の監理業務ですね。施行管理業務につきましては、工事費用の何パーセント以内と例えば設定をされていたり、その他細かい部分で補助対象外経費なんかも、やはり事業費の中に含まれます。

そういったことから、全国的な傾向で申し上げますと、ごみ処理施設に係る事業費のうち15%程度は補助対象外経費が含まれる傾向にあるというふうに聞いてございますが、その内容については、事業者がどのような提案をしてくるかにより変わりますので、現在、詳細に対してのご回答が出来ないこととお許しただければと思います。

続きまして、震災復興特別交付税の95%を頂けるということについて、ご説明させていただきます。

震災復興特別交付税につきましては、循環型社会形成推進交付金の3分の1を頂いた残りの自治体負担額に対して、補助対象経費の補助を貰った裏の負担として95%頂くこととなります。ただ、議員が、市民の税負担の観点からのご質問だと思っておりますので、その補助対象外としまして漏れてしまった部分はどうか、について補足をさせていただきますと、従来、茨城県の地方債のガイドブックの方には、震災復興特別交付税を活用した場合には、地方債の活用を認められないというような記載がございました。

そのような中で、構成市町の財政担当とも協議させていただいて、県のほうに相談をしました結果、補助対象外経費についても地方債活用が認められることになりました。

このことは、地方債活用について一時期の財政負担等を圧縮すると共に、地方債の元利償還金の元金と利子を返済していく金額に対して、普通交付税の参入が見込まれておりますので、そういった観点からは補助対象外経費についても新たな財政措置の方を支援いただけるよう調整したしだいでございます。以上でございます。

○議長（山本進君） 1番・櫻井茂君。

○1番（櫻井茂君） はい、よく解りました。ありがとうございます。

続きまして、議案第2号・霞台厚生施設組合新処理施設事業選定委員会条例につきまして質問させていただきたいと思っております。

1点目です。（組織）第3条におきまして、「委員会の委員は、次に掲げる者のうちから管理者が委嘱する」としてありますが、委嘱する委員数を規定されておりませんので、この理由をお伺いいたします。

2点目。（会議）第6条第5項におきまして、「委員長は、会議を開催することが困難であると認めるときは、書面協議により会議の開催に代えることができる」としておりますけれども、困難であると認めるときとは、具体的にどのような状態、状況の時なのかをお伺いしたいと思います。また、「書面協議により会議の開催に代えることができる」としてありますけれども、審議内容、案件を問わず、書面協議とすることが出来るのかについてお伺いいたします。

3点目。（委員の責務）第7条につきましては、委員としての公平性と守秘義務を規定していると思われましても、委員自身が企業等から便宜・利益誘導の要請・依頼の働きかけを受けた際の対応については規定がされておりません。こちらの理由についてお伺いいたします。

○議長（山本進君） 建設計画課長・織田君。

○建設計画課長（織田俊彦君） まず、1点目。委嘱する委員数を規定していない点についてご答弁申し上げます。

事業者選定にあたりまして、よりクリーンな選定等が行われることを期待しまして、事業者等が委員に接近しないよう配慮が必要と考えております。また、法的に特に定めなければならない等の規定はございません。委員名を非公表にするほか、想像されない

よう具体的な委員数等は記載しておりません。ご理解くださいますようお願いいたします。

なお、委員会の委員は学識経験を有する者3名程度、関係行政機関の職にある者、その他、特に管理者が必要と認める者、若干名を想定しております。

つづきまして2点目。会議開催が困難であるときについてご答弁申し上げます。

書面協議につきましては、会議開催の日程調整が困難な時などを想定しておりますが、基本的に事業の重要性等を鑑みまして、対面による会議開催を前提に考えております。

議員ご指摘の通り、審議内容・案件を問わず書面協議を実施することは避けるべきと考えております。

書面協議の1例としましては、対面協議でほぼ意見が出尽くし、軽微な変更等の部分について、修正案を提示し、各委員に書面で意見照会や確認などで、重要協議部分等は想定しておりません。

つづきまして3点目。委員自身が企業等から便宜・利益誘導等の働きかけを受けた対応についてご答弁申し上げます。

委員自身が企業等から便宜・利益誘導の要請等を受けた際の対応について、規定はございません。ご参考までに、事業者の募集要件等のなかで、不正行為を働いた場合にはペナルティを課す旨の記載をしておりますので、規制がかかっているものと考えております。以上でございます。

○議長（山本進君） 1番・櫻井茂君。

○1番（櫻井茂君） はい。2回目の質問をさせていただきます。

まず、一つ目の委員の数ですね。こちらの数が明記されていることにつきましては法的には問題ない。一方では、どのような方が選ばれるのか、人数を見えづらくしているのかという配慮があるのだらうと思います。それについては了解をいたしました。

2問目ですね。会議の有り方について規定をしている部分で、今回、委員長を当然選ばれると思います。委員長の人間性につきましては、委員長といいますか、委員の方々ですね。人間性につきましては、高潔・人権適格者を選定されることだと思いますけど、委員長におきましては特に、万が一、権限が乱用されることがあってはならないと考えております。

会議の進行は委員長によってある程度左右されますので、今回書面協議というふうなことが規定に入っておりますので、こちらの方に一定の歯止め対策として会議規則なり、要綱等を別に定めてですね、選定委員会の冒頭等に事務局の方からそれを示して、会議の在り方、進行の仕方については、後から振り返った時におかしいのではないかという指摘を受けないような会議の流れを作るための対応をお願いしたいと思います。これにつきましては、お考えをお願いしたいと思います。

3点目の質問です。委員の責務ということで、事業者の方に接触等があった場合は、入札等を取消すという規定があるので、それでこちらの委員の責務の方についても、対応が可能であるといった答弁であったと思いますが、基本的には委員が誰であるのか、今回契約が終わるまで公開しないことになるという話だそうで、それだけで逆に言いますと、密室という感じを受けざるを得ません。このため、公平性をより担保するために、業者や議員等が委員に対して便宜を図るよう求めるようなことがあった場合は、基本的にはどなたが委員をされているか我々は分からないわけですが、何らかの形でそういうアクションがあった場合、その委員さんは委員長にそれを報告すると共に、契約完了前にそうした接触依頼があったことを公表する準備があることを出来れば内規で定めさせていただきたいとそのような考えを持っております。これについて、ご答弁いただきたいと思っております。

○議長（山本進君） 建設計画課長補佐・栗山君。

○建設計画課長補佐（栗山英範君） はい。ただいまのご質問に対してご答弁申し上げます。ただ今、いろいろなご意見・ご指摘等をいただいたことを踏まえまして、今後、会議が開催される際に、内部で協議をいたしまして、必要な会則等については検討等をさせていただきたいと思っております。

補足ではございますが、先進事例の中で委員名を公表している委員の場合には、ご指摘のとおり、例えば業者から接触があった場合に、きちんと公表するような定義を設けていたり、場合によって、そういうことを排除するために非公表している事例などもご

ざいますので、第1回の会議を開きまして取り扱い等については、審議させていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（山本進君） 次の質疑者に移ります。5番・小松豊正君。

○5番（小松豊正君） 5番・日本共産党の小松豊正でございます。

まず、議案第1号・平成28年度霞台厚生施設組合一般会計補正予算（第2号）についてお伺いいたします。

（1）平成28年度から平成52年度までの25年間で総額339億2,280万円を限度に債務負担行為を設定しようという議案について、あまりにも規模が大きいと考えるがどうでしょうか。例えば、赤ちゃんを含めて一人当たりどれくらいの負担になりますか。

これは将来世代に、多額の負担を強いることになり、25年間に亘ってこれだけの債務を市民にかけるわけですから、私は地域経済にさらに冷え込ませることになると考えるわけです。

この点について、管理者・副管理者の方々、それぞれにですね、どのようなお考えをお持ちになっているのか、お伺いしたいと思います。

（2）全員協議会で、トンあたり7,400万円で総事業費は195億円という説明がありました。しかし、当初はひたちなか市の事例等であったと思いましたが、トン6,000万円×220tで132億円という数字が最初公式に発表されました。次に去年の12月議会の色々質問したんですけれども、市議会の答弁でも172億円とこれを頑として譲らない。今度は1ヶ月変わったら、今度は195億円ということが発表されたわけですね。

私はこういうことを見ると、日頃各地で学んだり、研究しているわけですが、あまりにもこういう風に揺り動きすぎると、これは大手プラントメーカーに振り回されていることはないですか。そういうことを感じます。

なぜこんなに事業費が変わるのか。こんなに高騰する焼却施設では最終的に195億円で済むのかどうか、その保証はあるのですか。

それで、もしこういう段階で195億円もまた上げざるおえなくなるとなったら、これは誰が責任をとるんですかね。管理者がどのように責任をとるんですか。お伺いいたします。

（3）新広域ごみ処理施設の整備費だけでなく運営に係わる費用も債務負担としていること、さらに平成28年度から平成52年度までの25年間としていることの原因は何か。お伺いします。

（4）限度額を339億2,280万円としているが、循環型社会形成推進交付金は予定価格の実際に計算しますと、28.6%で54億7,560万円となっております。3市1町の債務負担行為の限度額を足しますと、これを差し引いた284億4,720万円となっております。これは石岡市議会の全員協議会で、生活環境部から資料として示されている数字を見ますと、この循環型社会形成推進交付金が除いたのが3市1町の合計額だということですね。

これはどのように考えればいいのですか。計算が合いません。このことについて、説明を求め、また、339億2,280万円の積算根拠ですが、これは生活環境部の資料と書いてあるわけですが、先程、櫻井議員の質問の答弁にもありましたとおり、建設部分として191億2,680万円、運営分として147億9,600万円という数字が出ております。

これについてですね、入札表比較価格というのがございまして、これは建設分は177億1,000万円。予定価格が191億2,680万円。これは消費税額1.08を掛けると、こうなります。それから運営分も入札表比較価格では、137億円調度になっておりますけれども、これも消費税を掛けると1.08で、先程申し上げましたけれども147億9,600万円となっているわけです。

そこでお聞きしたいのは、この広域になりますと霞台議会では339億と何がしの債務負担行為を設定しているというふうに今、提案されてるわけですが、実際に石岡市の生活環境部の資料で見ますとこれを除いて、つまり3市1町で負担する額を合計するところはないんです。先程も言いましたように、284億4,720万円となっているわけでありまして。この考え方がどうなのか。これは明確にお答えを頂きたいと思っております。

つまり、逆に言うと債務負担行為は、339億2,280万円ではなくて3市1町の合計額284億4,720万円でも計算が成り立つということを私は考えるわけです。

なお、私はここだけまで質問項目として皆さんのお手元にある議案質疑の内容を書いてありますけれども、私は更に（5）として、予算に係わる問題として新処理施設整備検討委員会最終答申を問うとして正式に質問通告を出しました。

しかし、議長の判断でこれは2月の定例会で質問してほしいということでございました。ですから、私は今回なぜ出したのかを内容については、紹介させていただく義務があると思いますので、これから申し上げます。

○議長（山本進君） 小松議員に申し上げます。

質問は来月の議案・平成28年度霞台厚生施設組合一般会計補正予算に対してお願いしたいと思います。

4項目、質問をいただきましたので、答弁を求めます。

○5番（小松豊正君） 全くそういう議会のやり方に、全く納得してないんですよ。

私がこれがやっているのは、説明させてくださいと。それはですね、339億に係る問題として言っているんです。例えばですね、最終答申の9頁に書いてある、地下下水道排除基準でカドミウムが1リットルあたり0.01と書いてありますけどね。しかし、ごみ焼却施設を考える市民連絡会が調整池、いわゆる大池で調査したものの、ここに資料がありますけど、0.02ミリグラム。つまり基準の倍出ている、というそういう公式的なものがあるんです。だからこれを、そうであるならばですよ。そういうところに、また新たなカドミウムを多くするような広域化でごみを持ってきたらどうなるんですか、これは。根本から考えざるを得ない、ということはお金も相当かかるということで、この339億の債務負担行為も、重大な影響を及ぼす、そういう問題として私は必ず取り上げなければならないということで書いたんですけど、これは削られました。

また、12頁にありますけども、資源化先確保の状況で、最終処分の状況を考慮しますと書いてありますよ。これはいつの時点で判断するんですか。判断の時期によっては、この全体の総額に関係するでしょ。339億もって膨れ上がるかもしれない。

それから、最終報告書の17頁には、第1期工事はどうなるのか、第2工事はどうなるのか、そこで交付金はどうなるのか、工期はどうなるのか、これも明確にしなければなりませんよ。

それから最後に、最終報告書の余熱利用の問題についても、発電に利用しないと交付金がもらえないかどうか質問してあるんですけども、こういう部分はですね、予算の全体に係る問題として、私は最終報告書に基づいて質問を出しているんです。

これはそうなんだということを再三再四言うんですけども、議長の理解が得られないという事務方の答弁でございました。1月18日の締め切り前に、17日に質問書を出して、20日の午後にメールが届いてはじめてそれが全部削除されているということでございまして、こういう点はですね、非常に重大な作業をするときに、様々な英知を結集して、疑問点を無くすということではなければ、市民に責任が負えないと思いますよ。

そういうことで質問をいたしたということだけを説明させていただきます。

回答をお願いします。

○議長（山本進君） 執行部には、通告に従って出された質問に対する答弁をお願いします。

建設計画課長 織田君。

○建設計画課長（織田俊彦君） それでは、ご答弁申し上げます。

総事業費195億円の根拠につきましては、櫻井議員にご答弁のとおり、見積りや先進事例の状況等を総合的に判断し、設定しております。195億円で済むのか否かにつきましては、基本的にこの価格をベースに入札公告を行う予定でございまして、不調等にならない限り変更予定はございません。ただし、債務負担の文言にも含めておりまして、消費税や物価等の変動により増減するとしております。

続きまして、債務負担の25年間に対する根拠についてご答弁申し上げます。

建設設計に関しましては、約3年半、運営につきましては20年間合わせて24年必要としている事業でございまして、事業者募集に要する期間につきましても考慮して設定する必要があるため、平成28年度に予定しております入札公告から平成32年度竣工までの期間を設定しているものでございます。

続きまして、限度額339億2,280万円の内訳についてご答弁いたします。

まずこの設定額は、建設分 191 億円、20 年間の運営分約 148 億円となっております。建設分 191 億円につきましては、循環型社会形成推進交付金約 54.8 億円が組合に交付され、残りの 136 億円について、構成市町に負担金として請求させていただくこととなります。構成市町はこの約 136 億円を負担するにあたって、震災復興特別交付税や地方債、一般財源等から捻出することとなりますが、どのような財源を充てるかは構成市町が判断することとなります。

次に、運営費分約 148 億円については、組合の歳入や構成市町からの負担金によって充当されることとなりますが、基本的には一般財源が充てられることとなります。この 136 億と 148 億を足したのが、各市町負担金、議員ご指摘のとおり 284 億円となっております。

なお、この構図は、従前も同じ体制であり、3 組合体制のままですと単年度あたり約 8.5 億円、20 年間換算で 170 億円必要であったことを考えますと、広域化のほうコスト削減されている状況となっております。

以上でございます。

○議長（山本進君） 管理者・今泉君。

○管理者（今泉文彦君） 私のほうは、(1) の約 339 億円の事業費の規模が大きく見えるということでもありますけども、先ほど、櫻井議員に対して、担当の方から述べさせていただきました通り、イニシャルコストに対しては、震災復興特別交付税の恩恵が受けられます。

また、新しい建設費用や道路、還元施設整備にも必要な実質負担額よりも 3 組合を 1 つにする広域化による財源削減効果が大きい状況であります。最小の経費で最大の効果が得られる提案でありますので、そのことにご理解をくださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（山本進君） 5 番・小松豊正君。

○5 番（小松豊正君） 私の質問に対して答えられていないのがありますので、そういうことも含めて 2 回目の質問をいたします。

これだけの、最初の質問ですけども、これだけの 339 億円ということをして 25 年間にわたって、債務負担行為をかけるという事であると、非常に単純に計算して 3 市 1 町の人口は 20 万何がしですので、私の計算では赤ちゃんも含めてひとり 17 万円くらいの 25 年にわたってかぶさってくるということなので、これは地域経済にも冷え込ませるといってやっぱりそういう効果をもたらすもので重大であって、簡単に認めるわけにはいかないということを申し上げているわけです。

それからもう一つの問題はですね、ですから私はそういう意味からこういう多大な債務負担行為には賛成できないということを言いたいと思います。

それから 2 番目に債務負担行為を組んだのは、新処理検討委員会が事業方式として DBO 方式を決めたから、これは確かにここに書いてありますよ。最終答申です。これに要するに DBO 方式、PFI 方式、公設公営方式が書いてあります。

しかし、これをちょっと申し上げますと、公設公営方式というのはですね、書いてあることですけども、公共施設等の建設を発注し施設竣工後、単年度ごとに維持管理、施設運営を自治体自らまたは民間に委託する方法、自治体が資金調達を行う。DBO 方式というのは、どういうものかっていうと、15 年から、公共施設等を建設して 15 年から 20 年間の維持管理施設運営等を一括発注する手法、自治体が資金調達を行う。何故公設公営ではなくて従来は公設公営です。現在も公設公営になっています。何故今まで公設公営でやってきたのが、DBO 方式とって最終答申に書いてあるのか。

これは 8.6% のコスト削減効果が確認されたとありますけども、証明がありません。結論だけで理由が出てない。よくわかるように説明を求めます。それから、さらにこれだけ重要なことを検討したんでしょ、この検討委員会は。最終答申ですから。

しかし、私たち、住民側から見れば、誰が委員なのか、委員長は誰なのか、議事録はどういう議事をしてこうなるのか、まったくこれは、我々には、いくら聞いても公表しないわけですよ、こういう誰がどういう経過でやったかもわからない最終結果をですね、これは議会では議決しないですよ。してないですよ。これは全員協議会で初めてもらっ

たんですから、最終答申で、そういうことが書いてあると、議会では誰も決めていない、議会で誰も決めていないことを、あたかも決まっているかのようにして、それを前提としてこういう 339 億の膨大な債務負担行為を組むってというのは、許されませんよ。議会制民主主義っていうもん、市民に責任とれないでしょ。私たち議員だって、市民に説明つきませんよ。そうことで大変重大な問題をはらんでいるわけなんです。だからそういうことでもありますので、この辺説明してくださいよ。こういうことをやってたらまずいですよ。非公開になっているわけでしょ。だからこれは豊洲のようになったらどうなんですか。誰も説明できない。わからないですよ。こういう事では行政としては、まずいですよ本当に、それはやっぱり厳しく追及してこれは明らかにしてくださいよ。今。誰が委員長だったのか、議事録を示すなら示せると、そういう回答をもらいたいと思います。

それから、霞台厚生施設組合議会の管外研修で訪問した北しりべしでも、中北空知でも、建設後はプラントメーカー、ここは日立造船でしたけども、100%出資の子会社関連会社に運営は任せっぱなしなんです。自治体としてはなかなかよくわからない、直接手がつかない、間性的にさわれない、分からない、北しりべしでは 15 年間契約で約 140 億円弱で包括的な契約を結んでおります。行政側は関与が難しくなる、こういう重大な問題をですね、市民の代表である議会の承認を得ないで決めるのは本当に納得がいかない。事業範囲も DBO 業者に乗っ取られてしまう、行政側も手が届かなくなってしまいます。

私はそういう点で問題であり、撤回すべきだと、管理者の政治的な判断も含めた答弁をお願いするものです。

以上で 2 回目の質問です。明快な答弁をお願いします。

○議長（山本進君） 建設計画課長補佐・栗山君。

○建設計画課長補佐（栗山英範君） はい。ただ今の議員のご質問に対してご答弁を申し上げます。答弁内容が多少前後しますことをお許しいただければと思います。

まずはじめに、委員の公表非公表、議決関係等についてご説明申し上げます。先ほどお手元にお示ししましたのは、議案とは直接的に関係はございませんが、最終報告書の部分につきましては議決事項ではございません。まず第 1 点目です。

それから第 2 点目でございますけども、委員名の公表非公表云々につきましては、先ほど櫻井議員に答弁させていただいた言葉を引用させていただきますと、この業界ですとメーカー側と委員が癒着等が懸念される部分もございまして、第 3 者機関につきましては、外部に情報等が漏れないように、細心の注意を払いながら、対処して参りたいところでございます。この点についてはご了承いただきたいと思っております。

ただ、この委員会で協議しました結果が、どのように議決等になるかという話しが、むしろ今回の債務負担行為の金額が議決に値するか否かというご判断になってくるかと思っております。その点に関しまして、先ほどご質問をいただいた 1 番の、一人当たりの負担がどのようになるかきちんときちんと考えてほしいという観点と、第 2 点目の、DBO は誰が決めたんだ、このような高額な債務負担が許されるのかという点についてご報告させていただきます。

先ほど来ご紹介申し上げましたとおり、事業費については、190 何億円ということでございましてお伝えしたけれども、今回の DBO による効果額、運営経費の約 148 億円の 20 年換算の費用でございますけども、先ほど来ご紹介しましたとおり、今現在の委託形態ですと、単年度あたり 8.5 億円、3 組合を維持するのにかかっています。それ以外に人件費としても数億円、さらには売電収入も得られないという状況でして、少なくとも、委託料ベースで、単年度当たり、今現在 8.5 億円かかっているような状況です。

それが今回の DBO につきましては、単年度 7.4 億円、20 年換算で 148 億円ということでございますので、3 つの組合を一つにすることによって、3 つの組合体制だと 20 年間で 170 億円かかるのに対し、今回の提案金額につきましては、148 億円、DBO による効果として経費削減が図られておりますので、お認めいただきたいということで、議案上程した次第でございます。その他、3 つの組合をやはり一つにするということは、先ほどご紹介申し上げましたとおり、人件費の削減効果、さらには売電収入等々ございまして、視点を変えて申しますと、先ほどの答弁の中でも触れさせていただきましたが、今回の

建設費用につきましては、195 億という総額の中で、実際の負担、市町村の財政負担としては、38.6 億円、一般財源ベースで負担が強いられるという風に考えておりますが、この 38.6 億円を負担することによって、3つの組合を一つにするという広域化を図りますと、単年度当たり 3 億 5,000 万円の各市町の組合に対する負担金が軽減できる、つまりは 20 年間換算で 70 億円の削減ができるということを考えておりますので、広域化したほうがイニシャルコストを落としたというよりも、広域化による削減効果の方が非常に大きいということになっております。

この構図が先ほどご指摘いただきましたように、委員会の結果で 8.6%の VFM、財政効果が出ているというのは果たして本当なのか否かについては実際に今回の提示金額自体がそもそも今の委託料よりも安くしているような状況で提案してございますので累積で計算いたしますと先ほど答弁のとおり、数十億円の財政効果は間違いなく出ているという構図でございますのでご理解賜りたいと考えてございます。

このようなことから、先ほどこの地域の財政事情が冷え込むというようなお話しですとか将来負担、子供たちの負担をおっしゃっていただきましたけれども、将来負担につきましては 3つの組合を現体制もしくは改築をして運用するよりも、間違いなく広域化したほうが地域住民にとってメリットがあるという風な状況になりますので、その点についてはご理解ください。以上でございます。

○議長（山本進君） 管理者・今泉君。

○管理者（今泉文彦君） 削減効果については、今、担当が述べたとおりであります。その他詳細については、この議案質疑の範疇を超えているかと思っておりますので、控えさせていただきます。

○議長（山本進君） 小松豊正議員に申し上げます。次の質問に・・・。

○5番（小松豊正君） 今何分あるんですか。皆さん今聞いて分かるように、私も聞いているんですけども、率直なまともな、聞いて納得のできる答弁ではないですね。答えてないですよ。そういわざるを得ないんですけども。

2 回目の質問は終わったので、次に移らせていただきます。

次に議案第 2 号 霞台厚生施設組合新処理施設事業者選定委員会条例を制定することについて、質問いたします。

先ほど同僚議員も質問しましたがけれども、(3)の委員の定数はどうなるのか。これも委員の数を明らかにすると非常にまづいような意味で不明確な方がいいんだという風に聞こえるんですけども、こんな組織はないでしょう。こういう条例をわざわざ決めるのに、委員が何人で構成するのかわからない。そんな聞いたことありません。なんでそんなに委員の数を明確にするのが怖いんですか。明確にしたらいいでしょう。

同時にこのことに関しては、委員の定数を決めなければ、条例に基づく費用弁償・人件費・お礼、これも予算化するわけでしょ。ただでやらせるんですか。そしたら予算ができないんじゃないですか、予算が。どういう予算を組むんですか。それでいくらって組んで、予算組んで決算するわけでしょ。我々は決算を審議するわけですから、そういうこともできないでしょ。これは委員の数もわからないで、こういう条例を作るっていうのは、全く私はありえないことだと思うんで、もう一度、何故その委員の数を決めないのか明確な答えを言ってください。

また、任期はどうなるのか 2 番目に。

それから 3 番目に、第 6 条第 5 項、書面協議により会議開催に代えることができると、これはですね、私は委員会の様々な意見を集約して、それぞれの委員の方々の集団的議論をすることによって、新たな到達点に知識の総和としてあがって、より高い水準のことが決められるというのが会議の本来の設ける意義だと思うんですね。集団化するというのは。

それと第 6 条第 5 項では、委員長の個人的な判断で自分の考えている方向に結論を持っていくことにもなりますよ。こんなやり方は認められない。

先ほど言ったように、書面協議というのは、先ほどの答弁では重要なことは全部会議

で決めるんだけど、実務的なことに限るということで書いてあるのであれば、これは書き換えなければだめですよ、そういう風に明確に全部基本的なものは会議で決めるんですと、わざわざみんなで会議で決めなくてもいいような、そういう文言の一字一句とか、そういうことについては、それは合理的にやるために、やることはあり得るんだというのはいいんだけど、こういうふうに書いたんでは、書面協議というのが、ひとつのポジションを得て、一人歩きするということが内在する規定ですよ。

もしそうだったら明確に変えなければ、この規定どおりであるなら、こういう要素が残りますので、これは私は認めないですし、削除すべきだと思います。

第4番目に、非公開は市民本意ではなく問題点を市民の目から覆い隠すことになってしまうと思います。全て公開とすべきだと思います。非公開の場合、議事録は作るのかどうか念のために聞いておきたいと思うのだけれども、この霞台の事情も会議もすべて根拠は税金で、我々の税金で、市民国民の税金で負担して成り立っているわけですよ。

そういう税金を負担している住民が非公開と、公開しないと、金だけは使わせる。こういうのはそもそも成り立たないと思うんですよ。

そういう点で非常に問題がある規定であって、先ほど私が問題提起したように、これにありますように新処理施設整備検討委員会報告書最終答申にあるように、こういうものだってわからないですよ。全然。同じことを繰り返すんですか。全くこれは私認められない。それに対する反論を是非お願いしたいというのが第1点目の質問です。

○議長（山本進君） 建設計画課長・織田君。

○建設計画課長（織田俊彦君） ただ今の質問にご答弁申し上げます。

1点目、委員の定数でございますが、先ほど櫻井議員に対してご答弁申し上げましたとおり、学識経験を有する者を3名程度、関係行政機関の職にあるもの、その他管理者が特に必要と認めるものから若干名を想定しております。

2点目、任期につきましては、第4条でございますとおり、所掌事項の審議終了までとしております。

3点目、書面協議につきましても、先ほど櫻井議員にご答弁申し上げましたとおり、重要事項の決定案件でもございますので、対面協議を第一に考えております。

4点目、非公開規定は、出席委員の判断により決定することになります。事業者が委員に接近することがないように、非公開にすることも一理あると考えております。

また、非公開の場合でも議事録は作成する予定です。

○議長（山本進君） 5番・小松豊正君。

○5番（小松豊正君） 先ほどの委員の数ですが、学識経験者3名ほどと言ったでしょ。だから明確にしたらいいと思うんですよ、何名以内とか、5名以内とか、10人とか、そういうことまで入れないのはおかしいんじゃないですかね。それからやはり、これは私たちが決めても、委員の名前、議事録、こういうものは是非見せると、見せるべきだと、こういうことは国民主権、皆さんが支えている行政としては、そこから外れたものであって、全くこれは認められないし、むしろ考え方を変わってもらいたいと思うんですよ。こういう風に言うのですね、色んな人が寄っておかしくなるのは逆です。明確にした方が、そういうことがならないと不明なことにならないと、明確にしたほうが誰々さんが委員だと堂々とやってもらおう、誰だかわからないんだから、わけわからないんですよ。そういう点でこの規定はそもそもの基本的な考え方が私はおかしいと思います。それはやっぱり、変えて公明正大な透明な、様々な不正が起こらない。起こった場合は責任の所在が明確になると誰がどういうところで発言したのか、だれの責任なのか明確になると、そういう風にするのがやはり豊洲などのいろいろなことがありますけども、そこから学ぶべき一つの重要な教訓だと思うんですけども、この点について管理者のお考えをお聞きして、また先ほどの前段については織田さんにちょっとお伺いしたいと思います。以上、2回目の質問です。

○議長（山本進君） 建設計画課長・織田君。

○建設計画課長（織田俊彦君） 先ほどのご説明の中で、学識経験を有するもの3名程度という内容でございますが、3名程度で想定しておりますということでございます。

次に議事録について、公明正大にとの質問だと思っておりますが、委員に業者が近づかないようにするために、このような形にさせていただいております。以上でございます。

○議長（山本進君） 管理者・今泉君。

○管理者（今泉文彦君） 選定委員会の条例に関しては、今、担当が申し上げた通りでございますけれども、今後の事業の運営にあたりましては、公平公正な運営を心がけて参りたいというふうに思います。以上でございます。

○議長（山本進君） 次の質疑者に移ります。12番・川澄敬子君。

○12番（川澄敬子君） 12番の川澄です。議案第1号についてまずお伺いします。

この私が質問を出した195億7,400万円の根拠については、先ほど見積事例とか先進事例から決めたと答弁がありましたので、その先進事例というのは具体的にどこかのところなのか、どこなのか明らかにしていきたいと思っております。

と、いうのは昨年水戸市の焼却場ではtあたり5,000万円で日立造船が落札したと聞きました。この差にあまりにも差があるということでビックリしているんですけども、先進事例がどうなのかということをお教えいただきたいと思っております。

総事業費が195億円になったということですが、当初の132億円からすると1.5倍になっております。先ほど課長がこれをベースにすると、しかし、今後この状況では分からないというか、状況を考えるというふうな答弁でありましたので、こういう際限なく事業費が膨らむのは避けるべきではないかと思っております。

今の時点でこの広域焼却施設の新設については見直すべきではないでしょうか。

基本計画では、人口減が10%・ごみ減量10%ということで20%減ということで、215tという基準を決めておりますけれども、人口減の予想がそれよりも上回るというのは、もうすでに色んな資料で明らかになっております。それとか、昨年の震台の報告での焼却ごみの50%が紙布類ということ、さらにプラスチックのリサイクル、プラスチックを燃やす方向で今は進められておりますけれども、このリサイクルを進めれば、さらに大幅なごみの減量が図れるということでは、この規模の見直しとか、そういうことをやって事業費の削減を考えるべきではないかと思うのですがいかがでしょうか。

さらにごみ発電のことですけれども、総務省環境省ともヒアリングをしたんですけども、環境省の担当者が必ずしもごみ発電が交付金の要件ではないと明言されました。エネルギー回収率が要件だという事です。このエネルギー回収率についても、20.5%、これは1,000tの施設だということで、処理施設の規模に応じてこの数値は小さくなるというふうに聞きました。と、いう事でいえば、215tの震台はさらに小さくなると思えますし、ごみ発電はしなくてもいいのではないかと、見直せば195億などかかるような施設は作らなくてもいいのではないかと、ということをお伺いします。

それともうひとつDBO方式についてもお伺いいたします。

非常に20年一括して委託費が支払われるというか、予算がたてられということに非常に不安を感じておりますので、この年間平均予算額7.5億円というふうなものにいくらかかるのかという根拠を示していただきたいし、さらに今ですらごみの減量化というのが各市町で目標を立てて進めておられて、このごみの減量が委託費の一部しか削減にならないという事では、20年後も7.4億円支払わなくてはならないということでは、非常に町民市民の負担が大きいのではないかと思います。で、公設公営の試算はDBOより高額になると先ほども説明がありましたけれども、本当にそうでしょうか。

毎年のごみ減量化を各市町村が計画をして関連のもとに予算をたててやったほうがずっと運営費は削減していくのではないかと、いう風に思いますがいかがでしょうか。

○議長（山本進君） 建設計画課長・織田君。

○建設計画課長（織田俊彦君） 先進地事例でございますけれども、平成25年度からの受注関係でございますが、水戸市を含めまして29件の事例を参考にしております。

総事業費195億円の根拠につきましては、櫻井議員に対する答弁でもございまして、建設分につきましては、事業者から頂いた見積もりのほか、只今ご説明いたしました先進地事例29件の事例を参考に単価を1tあたり7,400万円にしました。なお、先進事例

における落札事例の場合、焼却施設の単価が予算ベースですと8,500万円、落札ベースで約7,300万円となっておりますので、厳しい設定にさせていただいております。

続きまして、2点目の施設運営費の年間予算額7.4億円の根拠につきましても、先ほどご答弁した通りでございます。見積等を参考にしております。なお、3組合体制時に係る年間経費を約8.5億円としておりますので、コスト削減が図られている状況にあります。また、維持管理経費のうち、人件費などの固定費は当初予定どおり支払う必要がございますが、変動費につきましても、ご指摘のとおりごみ減量状況を反映して実績に応じた支払いになる予定でございます。以上でございます。

○議長（山本進君） 12番・川澄敬子君。

○12番（川澄敬子君） 29件参考にしたという事でございますけれども、その具体的な場所はどこを参考したのか、その具体的な例について後でもよろしいので、資料を頂けないでしょうか。ということをお願いしたいと思います。

何度も言いますように、195億円これは本当に当初予算からすると、非常に大きな金額になって、先ほど小松議員が言いましたけれども、たとえその循環型社会形成交付金とか復興特別交付金でまかなわれるとしても、町民市民の負担というのは大きくなりますので、やはり今の時点で施設の規模は本当にこれでいいのか、本当にごみの削減目標はこれでいいのか、各市町村でもう一度きちんと話しあって計画を見直すべきではないかということ強く申したいと思います。

それからDBO方式についても、一部ごみ減量が勘案されるというふうにお答えになりましたけれども、それでもやはりこの金額というのは大きいと思います。何度も申すようですが、3施設が今のままで運営されれば8.5億円だという事になってはいますが、これは今の時点の金額であって、今後本当に減量化を進めていけば、この金額も削減できることは十分に考えられることでありまして、そういうことも含めた計算というか試算というのをすべきではないかということ強く求めて私の質問を終わります。

○議長（山本進君） 建設計画課長補佐・栗山君。

○建設計画課長補佐（栗山英範君） ただ今のご質問ご意見についてご回答させていただきます。

まず第1点目の事例等については精査してお示ししたいと思います。

第2点目の事業費の部分ですが、若干補足をさせていただきます。

現在の年間経費は約7.4億円、20年間累計で148億円ということで計上してございますが、これは事業者の提案によって、その時々で必要な修繕等を入れて平らにしますと単年7.4億円というような試算でございます。こういった長期的な修繕コストなんかも加味したうえでの事業費の抑制がきくというのが、やはりDBOの由来かなと考えてございます。

また、ごみの減量についてはどの運営方式においても、引き続き私どもの胸に対処していくべきことであろうかと考えておりますが、先ほどDBOに関する委託経費が8.5億円から7.4億円になる見込みであるほかに、3つの組合を一つにすることは、その他の部分については、人件費の抑制効果、今現在、3組合で平成26年度時点ですと40数名のスタッフ体制でございますけれども、先進地域においてDBOで発注した場合には、10名程度で運用されているというような実績もございますので、ここにいる人件費削減効果も期待できます。

さらにもう1点、先ほど申し上げました発電機能ですが、単年度当たりの売電収入、売り上げが1億円以上が見込まれておりますので、そういったことを総合的に鑑みますとやはりDBOによる、広域化によるごみ処理行政を遂行したほうが、コスト削減が期待できる部分が多々あるかと考えている次第でございます。

○議長（山本進君） 以上で質疑は終わりました。

（討論）

○議長（山本進君） 続いて、討論に入ります。通告がございましたので通告の順に進めて参ります。

5番・小松豊正君。

○5番（小松豊正君） 5番日本共産党の小松豊正でございます。

まず、議案第1号平成28年度霞台厚生施設組合一般会計補正予算第2号について、反対討論を行います。

この提案は新広域ごみ処理施設整備運営に関わって平成28年度から平成52年度までの25年間で総額339億2,280万円を限度に債務負担行為を補正予算として設定しようというものです。

第一に、この補正予算は3市1町の住民にとって、25年間いわば四半世紀にわたって、単純に計算をすれば赤ちゃんも含めて一人当たり17万円も負担をかけるもので極めて重大な内容です。しかし住民には全く知らされず、住民の代表である霞台厚生施設組合議員にも突如として1月12日に全員協議会が開かれ初めて知らされました。

16日には、臨時会の告示、18日に議案質疑の締め切り、20日に討論の締め切り、本日23日の第1回臨時会では私を含めて3人が一人30分間の時間制限での質問です。議員にとっても落ち着いて考える時間も与えない。あまりの住民無視、議会軽視ではありませんか。管理者をはじめ、組合執行部の責任は重大です。

また本当に議会として責任が持てるのか、議長の責任も重大です。徹底的に審議を尽くすべきである。怒りを込めて強く主張いたします。

第二に、議案第1号の前提となっている新処理施設整備検討委員会報告書最終答申で事業方式はDBO方式とした理由と結論が記載されていますが、議会で議論し議決したものではありません。だいたい検討委員会がどういうメンバーで、何人で構成されて、どういう議論の経過、結論が得られたのか、議事録も議会にも住民にも知らせない。

この最終答申を前提として補正予算を組むことは、あってはならないことで賛同できません。

第三に、DBO方式に沿ってプラントメーカーが受注しやすい補正予算にしたという問題です。DBO方式とは検討委員会報告書最終答申で説明しているように、公共施設の建設、15年から20年間の維持管理、施設運営等を一括発注する手法でございます。自治体が資金調達を行います。つまり受注したプラントメーカーが平成28年度から32年度は新処理施設を建設し、そして引き続き、その後20年間にわたって維持管理施設運営等をしていくことになるわけです。そしてそのために、自治体が25年間にわたる債務負担行為を行おうとするものです。

先ほども議案質疑でも申しましたように、霞台厚生施設議会の管外研修で訪問した北しりべしでも中北空知でも、どちらも建設したのは日立造船でしたが、建設後はプラントメーカーである日立造船が100%出資の子会社、関連会社に任せっぱなしになっています。それどころか、この子会社の社長が、北後志の副市長に就任し、年間収入1,000万円という事が問題となり、辞めざるを得なかったというのも地元の方から聞いております。結局、自治体としては子会社任せとなります。北しりべしでは15年間で約140億円弱の総合維持管理契約を結び、行政側の関与が難しくなったと聞きます。現場作業員の雇用もプラントメーカー関連事業者優先で失われてしまうこととなります。

要するに25年間にわたって、339億2,820万円の債務負担行為を予算に計上することはプラントメーカーの巨額の利益を3市1町の住民の税金で補償するということになってしまいます。こんなやり方でいいのでしょうか。私はこの問題に反対し、私どもの良識が問われていると思います。

最後にこの点で言いたいのは、盛んにこの場でもスケールメリットがあるんだということが広域化の重要な理由として再三言われておりますけども、これは全く違うんですね。そんな単純なものじゃありません。

3つが1つになれば、今まで近くにあった人はどうなりますか。多大な労力をかけて運ばなければなりません。こういうものは計算に入れてないでしょう。

それからもうひとつは、やはりごみの広域化は、ごみの減量化に相反すると、これはすでに石岡でもかすみぐら市でも25年・26年・27年の3年間にわたっては、ごみを減量化するところか、ごみは増量化してますよ。これは前触れの明瞭になっているんです。全国的にそうなんです。こういうことを考えれば単純に広域化すればメリットがあるんだとそういうにはならないですよ。そういう短絡的な問題じゃないんですね。非常に重大な問題なので私は根本的に訴えたいし、この議案第1号には反対するものです。

次に、議案第2号霞台厚生施設組合新処理施設事業者選定委員会条例を制定するこ

とについて、反対討論を行います。

新処理施設建設検討委員会が落札をする場合に、総合評価方式を取り入れることにしたと、これも最終答申に書いてあることです。総合評価方式をやるんだと、総合評価一般競争入札にするんだということから、優秀提案者の選定など事業者選定委員会の役割がきわめて重要になっています。いかに市民に公正でガラス張りの疑念をもたれない委員会であるかが問われます。このような角度から考えると条例案は極めて問題が多いものです。

第一に、委員の定数が決まっていないことです。定数が決まっていない委員会はありません。

第二に、第6条の5項は書面協議により会議開催に代えることができるようになっていますが、これでは委員の様々な経験識見を集約して新たな到達に至るという会議の本来の長所を生かせず委員長の個人的判断で自分の都合の良いように結論をもっていけることになる事が避けられません。こんなやり方は認めることはできません。

第三に、非公開では問題点を市民の目から覆い隠すことになってしまいます。やはり全て公開とし、議事録を作成し、市民に公表して堂々とやればいいんじゃないですか。そのほうが問題はおきませんよ。市民の目がどこにでもあるわけですから、問題は起こらないと思います。

以上の理由から私は議案第2号 霞台厚生施設組合新処理施設事業者選定委員会条例を制定することについて反対いたします。

第1号議案・第2号議案いずれも、議員各位の賛同を心からお願いいたしまして、私の反対討論を終わります。

○議長（山本進君） 次に、12番・川澄敬子君。

○12番（川澄敬子君） 私も議案第1号・第2号について反対討論します。

まず、議案第1号についてですが、総事業費が当初は132億円だったのが、172億円、単価tあたり6,800万円になり、今回は195億円、単価7,400万円に跳ね上がりました。当初事業費から見ますと、約1.5倍です。

これについては以前から建設資材の高騰などにより、さらに費用がかかると指摘していた通りです。しかも昨年の平均単価は7,700万円とも言われており、本当に195億円で済むのか疑問に思います。循環型社会形成推進交付金や震災復興特別交付金を支給されるといっても、際限なく事業費が膨らむことは避けるべきです。

今この時点で、広域焼却施設を新設することは見直すべきです。4市町の人口の推移をみると2030年で約15%減、2040年では約25%減と予想されています。霞台の計画では、人口減予想10%とごみ減量10%、合計20%減とされていますが、人口だけでも計画を上回ります。

さらに昨年の霞台の報告では、焼却ごみの50%が紙布類であるとのこと、これらの分別を徹底すること、また燃やす方向で進められているプラスチックのリサイクルを進めれば、大幅なごみ減量が図れるのではないのでしょうか。

昨年12月、4市町の日本共産党議員で総務省環境省のヒアリングを行いました。環境省の担当者は必ずしもごみ発電が交付金の要件ではないと明言しました。熱エネルギー回収率についても、全ての施設は20.5%ということではなく、処理施設の規模に応じて数字は小さくなると答えました。20.5%の基準は1,000tの施設だそうで、霞台の規模でいうと、もっと少なくなります。

私たちは現在ある3施設の長寿命化を要望していますが、少なくとも規模の見直しやごみ発電の見直しをすれば、事業費をもっと減らすことができるのではないのでしょうか。

次に運営費について、DBO方式をとる試算で補正予算が提案されていますが、本当に経費削減になるのか疑問です。主な削減要因は一般職員に係る人件費となっていますが先日の全員協議会で明らかになったとおり、削減される職員について4市町との協定で4市町で受け入れることになっているとのことでした。

霞台の経費としては削減されますが、4市町全体の財政としては削減にならないのではありませんか。また、ごみの減量による委託費の見直しは一部だけにとどまり、大半は20年間変わらないのは問題です。やはり単年度で予算案をたて、ごみの減量化を図っ

て運営費を削減していくべきです。

公設公営の試算は平成 26 年度を基本として、DBO 方式より高額になるとの説明ですが、人口減少やごみ減量化の目標達成などを考慮した試算をすべきです。昨年視察した北海道の北しりべし廃棄物処理広域連合について、小樽の市議員さんに聞いたところによると、事業費の落札率は 60% 程度だったそうです。

しかしその分、DBO 方式で利益をあげるのが業者のやり方で、長期の委託契約は非常に問題と指摘されていました。以上の点で議案第 1 号に反対致します。

次に議案第 2 号について、事業者選定委員会条例の第 6 条の 5、書面協議により会議の開催に代えることができるという文言は問題です。これだけの大きな規模の事業を行う事業者選定委員会には大きな責任があります。あくまで会議を開催し、十分な論議をすることを求めます。

同じく事業者選定委員会条例の第 6 条の 6、会議は出席議員の過半数の同意により、非公開とすることができるについても削除すべきです。

会議は全て公開とし、会議内容についての情報もすべて公開するよう求めます。非公開にすることにより、住民が知らないうちに重大な決定がなされてしまう危険を避けるべきです。業者からの働きかけの心配があるとのことですが、最初からそのような倫理的に問題のある委員は選ばないでいただきたい。

きちんとした歯止めをつくることを求めて議案第 2 号に反対致します。

○議長（山本進君） 以上で、討論を終結します。

（採 決）

○議長（山本進君） これより採決に入ります。

議案第 1 号・平成 28 年度霞台厚生施設組合一般会計補正予算（第 2 号）について採決いたします。

本案は、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕（反対 3：小松，川澄，矢口議員）

○議長（山本進君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（山本進君） 次に、議案第 2 号・霞台厚生施設組合新処理施設整備事業者選定委員会条例を制定することについてを採決いたします。

本案は、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕（反対 2：小松，川澄議員）

○議長（山本進君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり決しました。

（閉 会）

○議長（山本進君） 以上で、本臨時会の日程はすべて終了いたしました。

これを持ちまして、平成 29 年霞台厚生施設組合議会第 1 回臨時会を閉会いたします。大変ご苦勞様でございました。

午後 1 5 時 3 6 分 閉 会

地方自治法第123条の規定により署名する。

霞台厚生施設組合議会

議 長 山 本 進

霞台厚生施設組合議会

署名議員 川 澄 敬 子

署名議員 矢 口 龍 人